

浮体式洋上風力発電の海上施工等に関する官民WG規約 （案）

（名称）

第1条 本ワーキンググループは、「浮体式洋上風力発電の海上施工等に関する官民WG」（以下「WG」という。）と称する。

（目的）

第2条 本WGは、「浮体式洋上風力発電の海上施工等に関する官民フォーラム」の下に設置し、浮体式洋上風力発電の海上施工シナリオや海上施工等に関する調査・研究について具体的な議論を促進することを目的とする。

（取組）

第3条 本WGは、次の各号に掲げる事項を検討する。

- 一 浮体式洋上風力発電の海上施工シナリオ
- 二 浮体式洋上風力発電の海上施工等に関する調査・研究の方針

（議事の公開）

第4条 本WGは冒頭を除き原則非公開とする。また、議事概要を作成し、資料とともに公表する。ただし、議事概要及び資料の全部又は一部を公表しないものとすることができる。

（会員）

第5条 浮体式洋上風力発電の海上施工等に関する官民フォーラムの会員の内、本WGの目的及び取組に賛同する企業、団体、有識者、地方公共団体等を会員とする。

（入会）

第6条 会員になろうとする者は、その旨を事務局に連絡し、その承認を得て会員になることができる。

（退会）

第7条 会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、事務局に届け出なければならない。

（オブザーバー）

第8条 本WGにオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、関係府省庁等の政府機関等とし、その参加が本WGの活動に有意義であると事務局が認めた者とする。
- 3 オブザーバーは、本WGの活動に必要な応じて参加し、助言及び支援を行うこと

ができるものとする。

(組織)

第9条 本WGは、参加者をもって構成し、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

2 本WGは、必要に応じ、会員以外の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(事務局)

第10条 本WGの事務局は以下の組織に置く。

- 一 国土交通省 総合政策局 技術政策課
- 二 国土交通省 海事局 海洋・環境政策課
- 三 国土交通省 港湾局 海洋・環境課

2 事務局は、会員及び会員の連絡担当者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律並びにこれに関連する法令及びガイドラインに則って管理する。